

広島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十七年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道二次高野線	庄原市口和町竹地谷字中山五〇五四番二地先から 庄原市口和町竹地谷字中山五〇五四番一地先まで 庄原市口和町竹地谷字女節五三二〇番一九地先から 庄原市口和町竹地谷字女節五三二〇番一九地先まで 庄原市口和町竹地谷字柄松山五三〇七番八〇地先から 庄原市口和町竹地谷字柄松山五三〇七番八〇地先まで	平成二十七年三月五日